

## 陸域観測技術衛星を用いた防災利用実証実験における陸域観測技術衛星データの提供約款

宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)は、JAXAが保有する陸域観測技術衛星データ(以下「ALOSデータ」という。)を土砂ワーキンググループ(以下「WG」という。)における陸域観測技術衛星を用いた災害抽出等の活動のために、次の条件で提供する。

1. ALOSデータとは、陸域観測技術衛星だいち(以下「だいち」という。)に搭載された3つの異なるセンサ(PRISM、AVNIR-2、PALSAR)から取得された標準データ(PRISM、AVNIR-2についてはレベル1A、1B1、1B2をいう。PALSARについては、レベル1.0、1.1、1.5)及び陸域観測技術衛星だいち2号(以下「だいち2号」という。)に搭載されたセンサ(PALSAR-2)から取得される標準データ(レベル1.1、1.5、2.1、3.1)をいう。
2. 「だいち」とは、JAXAが打上げ、平成23年5月まで運用した陸域観測技術衛星をいう。
3. 「だいち2号」とは、JAXAが開発し運用する陸域観測技術衛星2号をいう。
4. JAXAは、ALOSデータの品質の維持、タイムリーな提供に努めるが、それを保証するものではない。また、提供したALOSデータに基づきいかなる活動、決定、状況について、JAXAは一切の責を追わない。データ受領者は、ALOSデータを次の条件に従い利用する。
  - (1) ALOSデータを、WGの目的に限り利用する。
  - (2) バックアップの目的以外でALOSデータを複製しない。
  - (3) JAXAの事前の同意なく、ALOSデータを第三者に提供してはならない。
5. JAXAは提供する全てのALOSデータについて、知的財産権その他一切の権利を有する。(PALSARデータについては、経済産業省(METI)との共有)。また、JAXAから提供されたALOSデータを用いて得られた成果(WGの活動で作成された付加価値データ、抽出された情報等を含む)は、全てJAXAに帰属する。
6. ALOSデータを利用した成果を公表する際はJAXAの同意を得ること。公表にあたってはデータの出所表示(権利者、提供者)をする。(例:AVNIR-2、PRISM、PALSAR-2データについては「提供:JAXA」、PALSARデータについては「提供:JAXA、METI」など)。  
その他ALOSデータの利用にあたり不明な点等あれば、JAXAと協議すること。